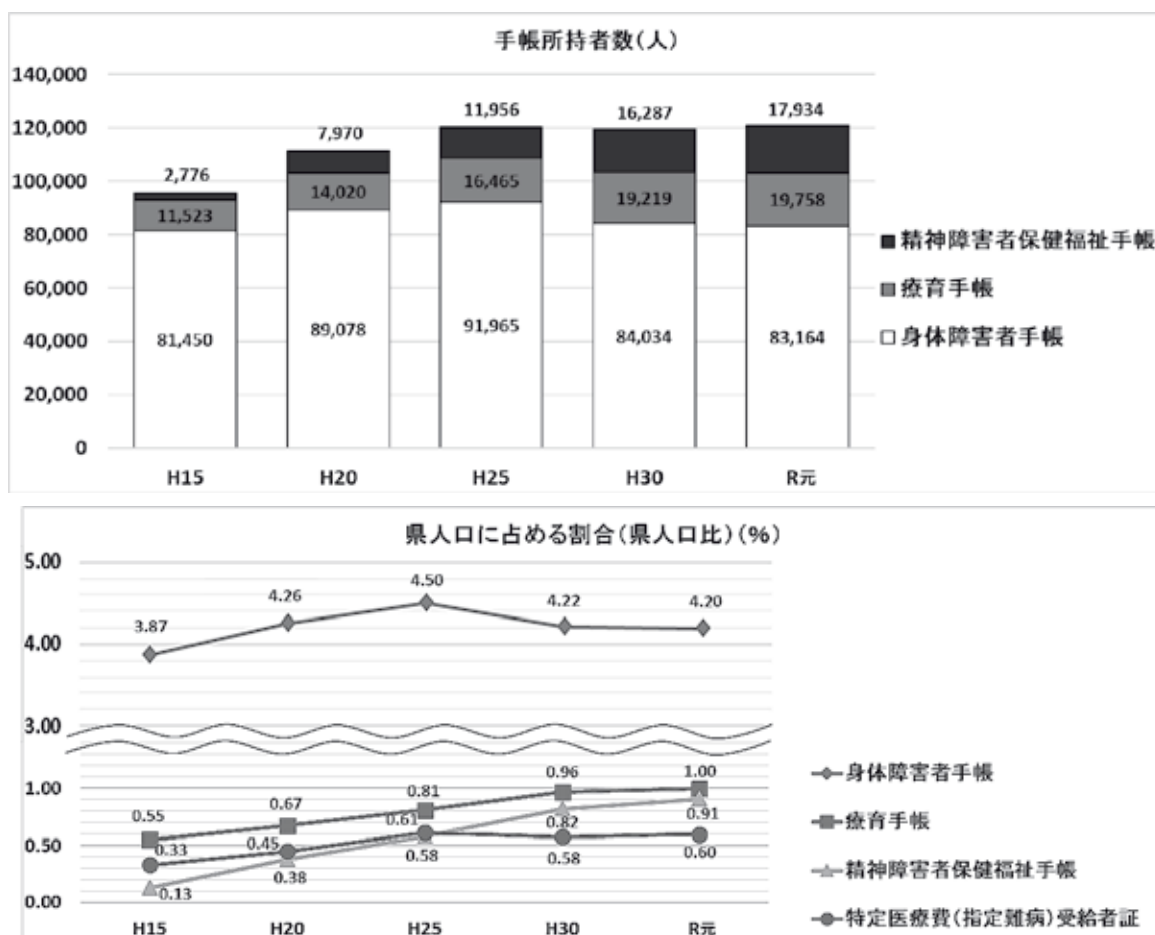


第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

1 障がい者の動向

令和元年度末現在で、県内の手帳所持者は、身体（身体障害者手帳）83,164人、知的（療育手帳）19,758人、精神（精神障害者保健福祉手帳）17,934人、合計120,856人となっています。また、難病患者のうち、特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は11,786人となっています。

平成15年度末現在と比べると、身体（2.1%増）、知的（71.5%増）、精神（546.0%増）とすべての障がいにおいて手帳所持者が増加しています。また、県人口に占める割合（県人口比）についても増加傾向にあります。



(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比	所持者数	県人口比
手帳所持者数(合計)	95,749	4.55	111,068	5.31	120,386	5.89	119,540	6.00	120,856	6.11
身体障害者手帳	81,450	3.87	89,078	4.26	91,965	4.50	84,034	4.22	83,164	4.20
療育手帳	11,523	0.55	14,020	0.67	16,465	0.81	19,219	0.96	19,758	1.00
精神障害者保健福祉手帳	2,776	0.13	7,970	0.38	11,956	0.58	16,287	0.82	17,934	0.91
特定医療費(指定難病)受給者証	6,898	0.33	9,315	0.45	12,414	0.61	11,453	0.58	11,786	0.60

※1 人口は、平成15～25年度は、住民基本台帳に基づく人口(平成20年度までは3月31日、25年度は1月1日現在)、平成30年度以降は、岐阜県人口動態統計調査に基づく人口(4月1日現在)。

※2 平成15～25年度の「特定医療費(指定難病)受給者証」の人数は、特定疾患治療研究事業(医療費助成事業)の受給者数を計上。

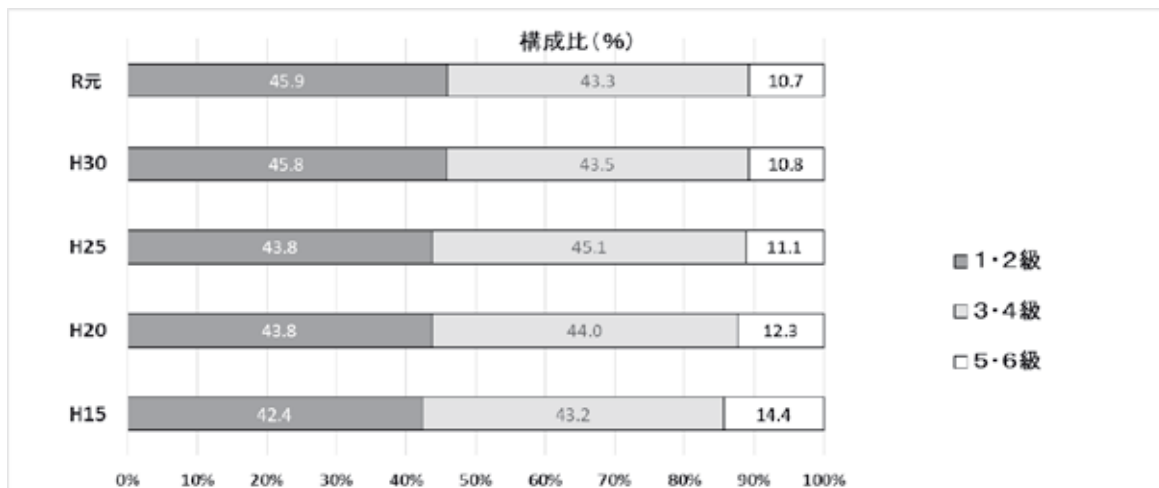
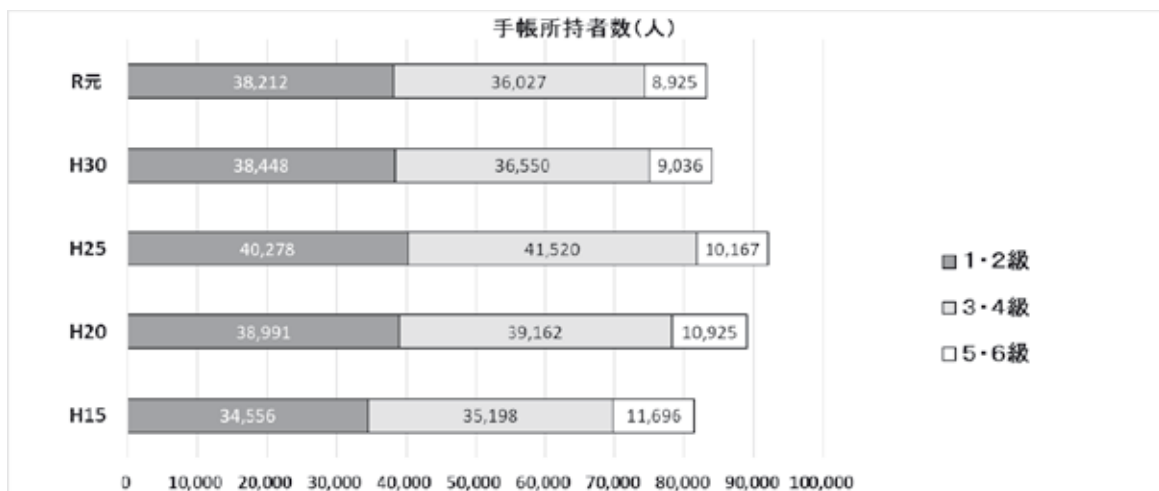
(1) 身体障がい者

①障がい等級別

障がい等級別に見ると、1・2級の重度障がい者が38,212人（構成比45.9%）と最も多く、次いで3・4級の中度障がい者が36,027人（同43.3%）、5・6級の軽度障がい者が8,925人（同10.7%）となっています。

平成15年度から令和元年度までの等級別の構成比の推移を見ると、重度障がい者の構成比が増加しているのに対し、軽度障がい者の構成比は減少しており、障がいの重度化がうかがえます。

障がい等級別の推移（H15～R元年度）



（単位：人、%、各年度末現在）

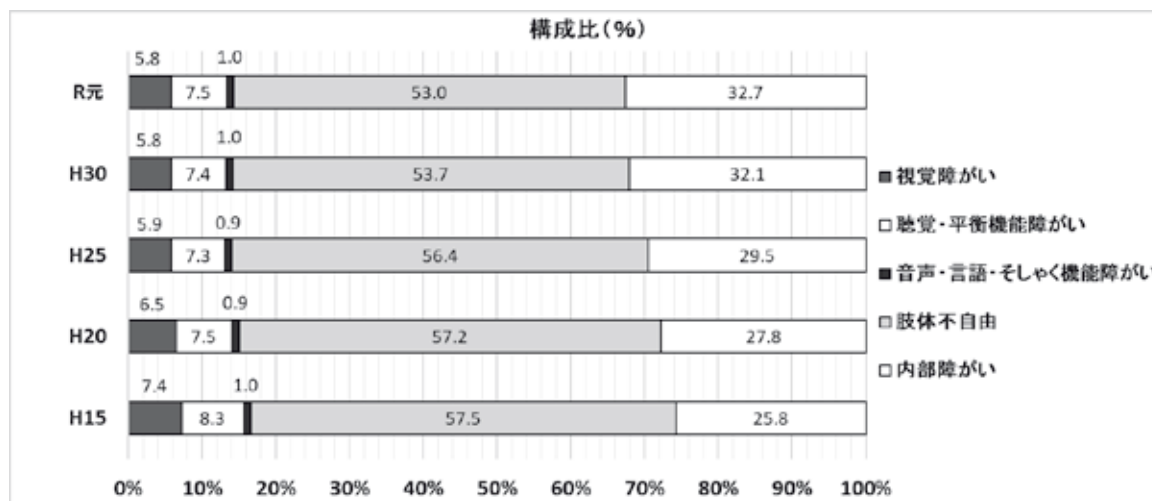
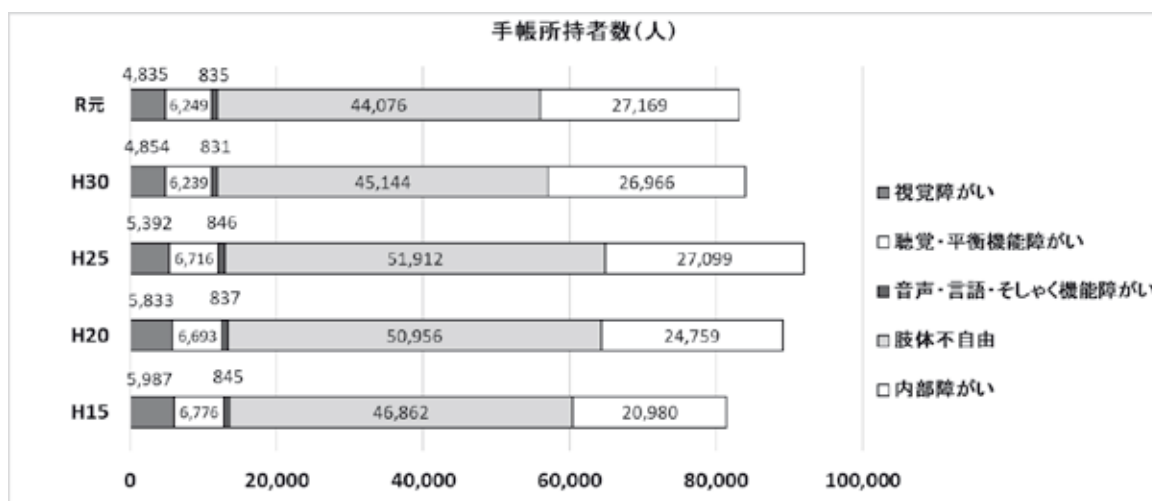
	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1・2級(重度障がい者)	34,556	42.4	38,991	43.8	40,278	43.8	38,448	45.8	38,212	45.9
3・4級(中度障がい者)	35,198	43.2	39,162	44.0	41,520	45.1	36,550	43.5	36,027	43.3
5・6級(軽度障がい者)	11,696	14.4	10,925	12.3	10,167	11.1	9,036	10.8	8,925	10.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100	84,034	100	83,164	100

② 障がい部位別

障がい部位別に見ると、「肢体不自由」が44,076人（構成比53.0%）と最も多く、全体の半数以上を占めています。次いで「内部障がい」が27,169人（同32.7%）と多く、全体の約3分の1を占めています。

平成15年度から令和元年度までの部位別の構成比の推移を見ると、「内部障がい」が25.8%から32.7%と増加しているのに対し、その他の障がいの構成比は横ばい又は減少しており、「内部障がい」を除くすべての障がいで、手帳所持者数そのものが減少しています。

障がい部位別の推移（H15～R元年度）



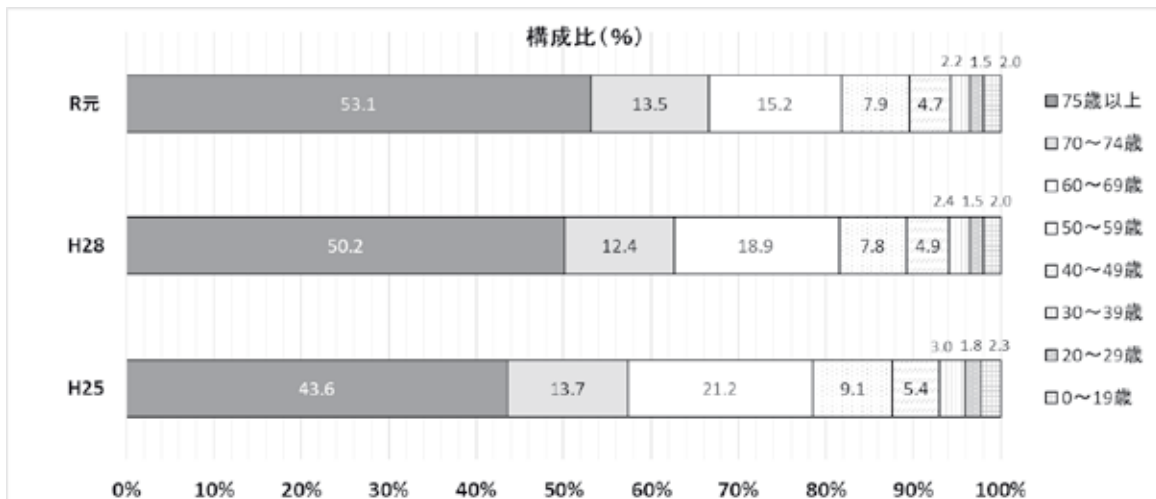
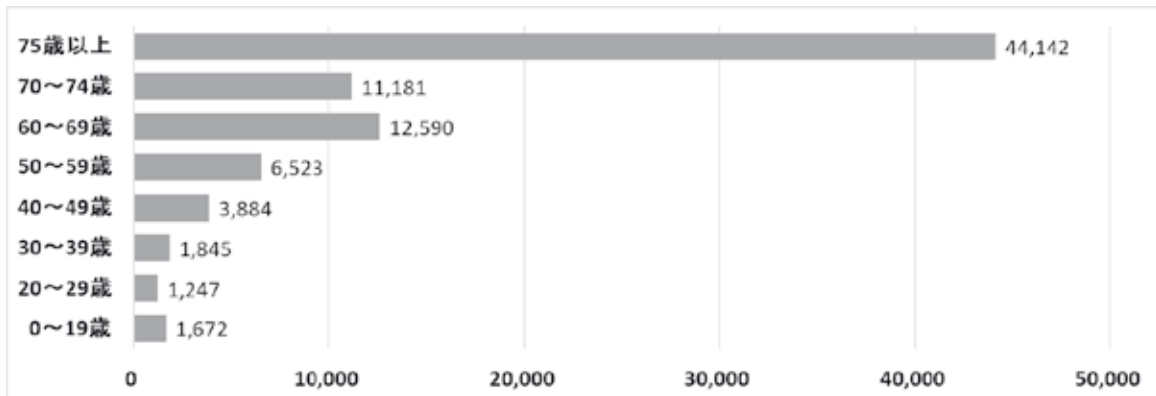
(単位:人、%、各年度末現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
視覚障がい	5,987	7.4	5,833	6.5	5,392	5.9	4,854	5.8	4,835	5.8
聴覚・平衡機能障がい	6,776	8.3	6,693	7.5	6,716	7.3	6,239	7.4	6,249	7.5
音声・言語・そしゃく機能障がい	845	1.0	837	0.9	846	0.9	831	1.0	835	1.0
肢体不自由	46,862	57.5	50,956	57.2	51,912	56.4	45,144	53.7	44,076	53.0
内部障がい	20,980	25.8	24,759	27.8	27,099	29.5	26,966	32.1	27,169	32.7
合計	81,450	100.0	89,078	100.0	91,965	100.0	84,034	100.0	83,164	100.0

③ 年齢階層別

年齢階層別に見ると、70歳以上の割合が全体の約7割を占めています。また、身体障害者手帳所持者のうち70歳以上の割合が増加傾向にあり、今後も身体障がい者の高齢化が見込まれます。

身体障害者手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



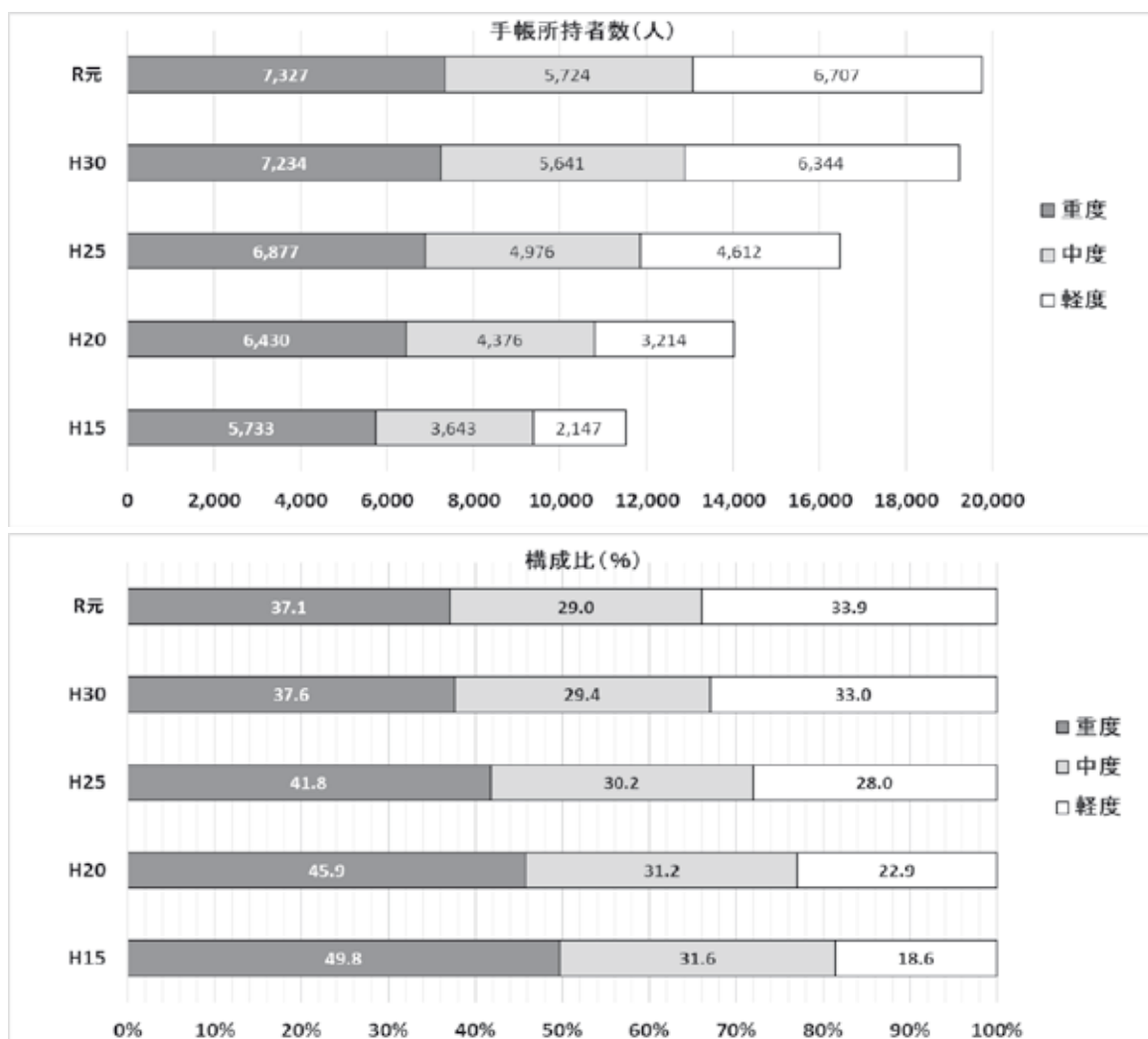
(2) 知的障がい者

① 障がい程度別

障がい程度別に見ると、重度（A、A1、A2）が7,327人（構成比37.1%）と約4割を占めて最も多く、次いで軽度（B2）が6,707人（同33.9%）、中度（B1）が5,724人（同29.0%）となっています。

平成15年度から令和元年度までの障がい程度別の構成比の推移では、特に軽度（B2）の割合が増加傾向にあります。平成18年から、発達障がいの診断を受け、行動面の問題を有する場合は、境界域の知能指数で軽度（B2）の療育手帳が取得できるようになりました。軽度（B2）の割合の増加は、発達障がいの認知度の高まりも影響していると考えられます。

障がい程度別の推移（H15～R元年度）



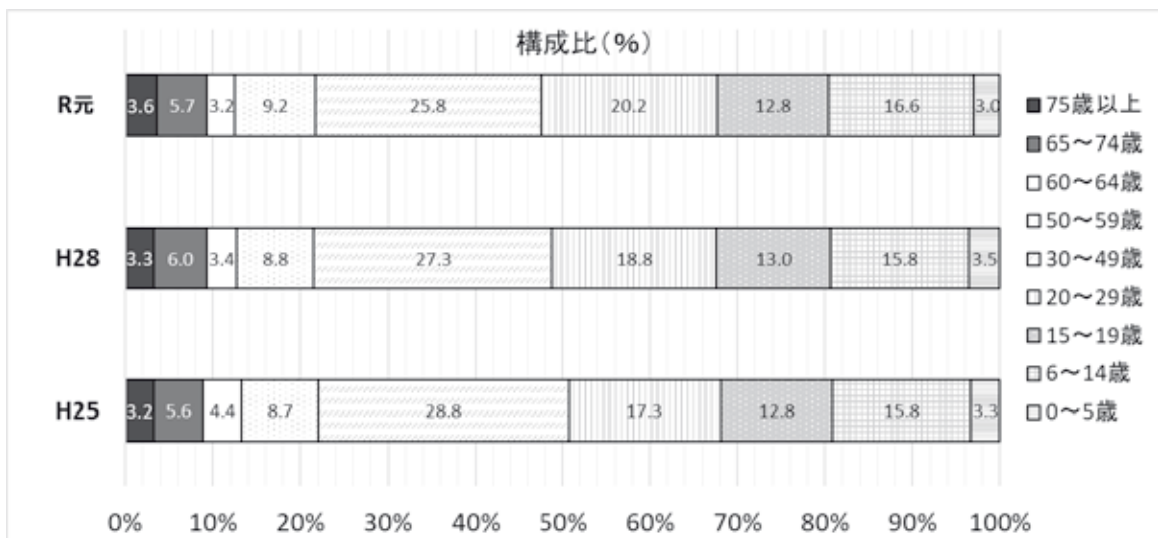
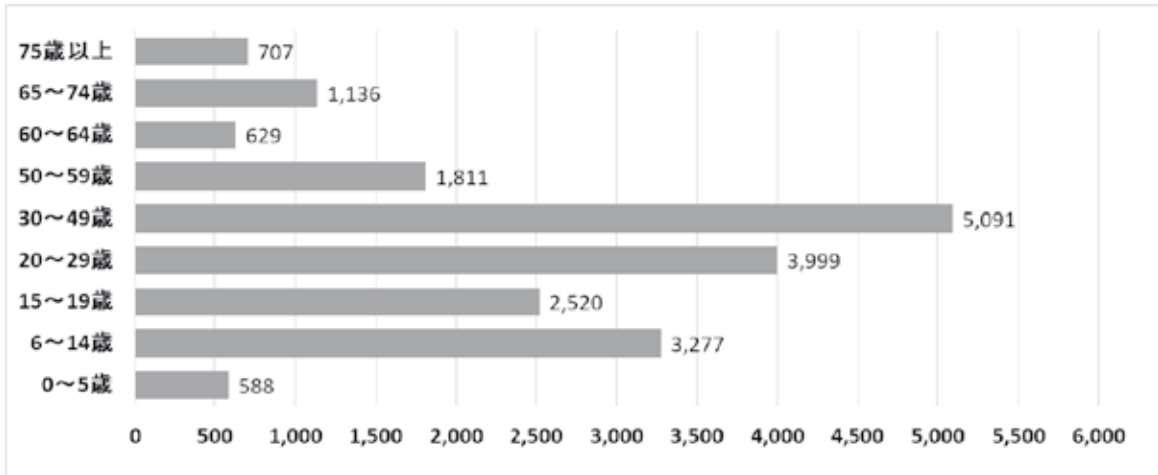
(単位:人、%、各年度未現在)

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
重度(A,A1,A2)	5,733	49.8	6,430	45.9	6,877	41.8	7,234	37.6	7,327	37.1
中度(B1)	3,643	31.6	4,376	31.2	4,976	30.2	5,641	29.4	5,724	29.0
軽度(B2)	2,147	18.6	3,214	22.9	4,612	28.0	6,344	33.0	6,707	33.9
計	11,523	100.0	14,020	100.0	16,465	100	19,219	100	19,758	100

② 年齢階層別

知的障がいは発達期に現れるものであるため、若年層の割合が高くなっています。
また、平成25年度から令和元年度までの年齢構成比に大きな変化は見られません。

療育手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



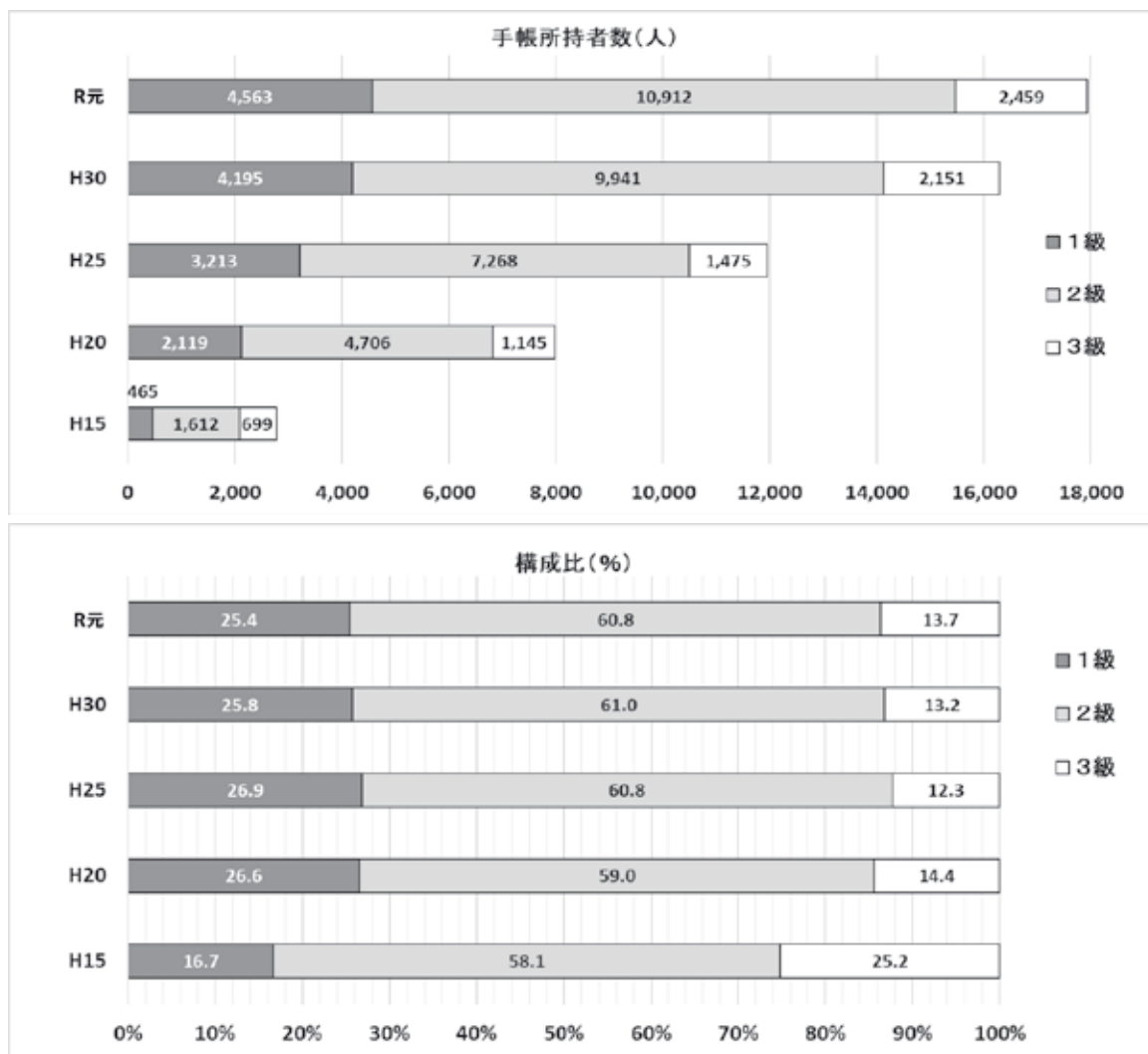
(3) 精神障がい者

① 障がい等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、2級が10,912人（構成比60.8%）と最も多く、次いで1級が4,563人（同25.4%）、3級が2,459人（同13.7%）となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成15年度末現在と比べ、年々増加していますが、特に近年は、平成18年度の県福祉医療費助成制度の改正等を背景に、手帳所持者が急激に増加しています。その結果、令和元年度の手帳所持者数は、平成15年度の約6.4倍に増加しています。

障がい等級別の推移（H15～R元年度）



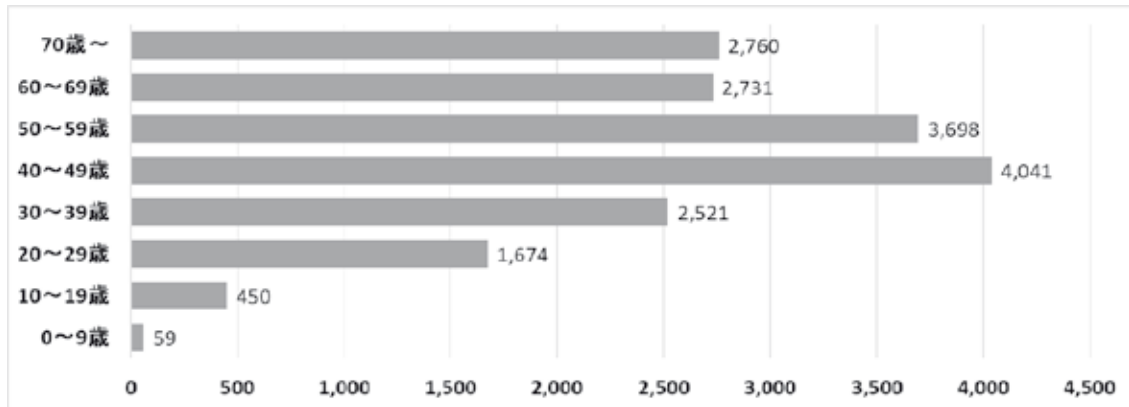
（単位：人、%、各年度末現在）

	H15		H20		H25		H30		R元	
	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比	所持者数	構成比
1級	465	16.7	2,119	26.6	3,213	26.9	4,195	25.8	4,563	25.4
2級	1,612	58.1	4,706	59.0	7,268	60.8	9,941	61.0	10,912	60.8
3級	699	25.2	1,145	14.4	1,475	12.3	2,151	13.2	2,459	13.7
計	2,776	100.0	7,970	100.0	11,956	100.0	16,287	100.0	17,934	100.0

② 年齢階層別

年齢階層別に見ると、40歳代が最も多く、次いで50歳代、70歳以上の順となっており、中高年層に多いことがうかがえます。

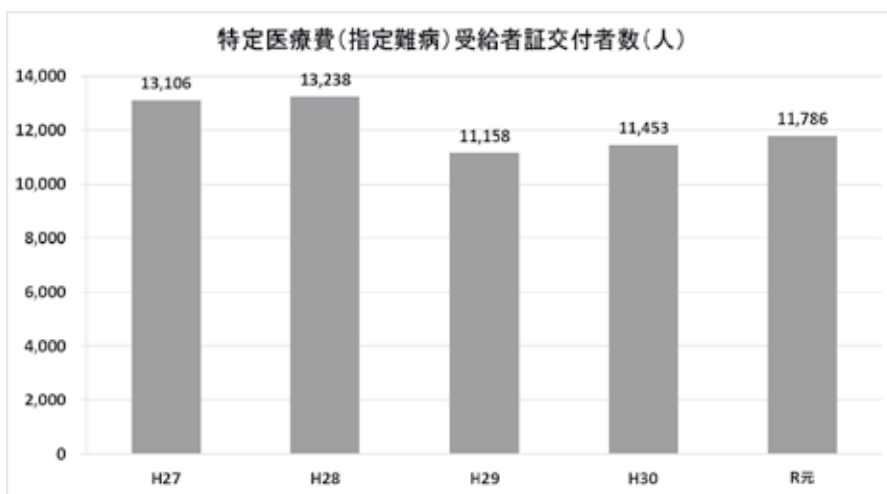
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別分布（令和2年3月末現在、人）



(4) 難病患者

障害者総合支援法の施行により、障害者手帳の有無にかかわらず、難病患者も障害福祉サービス等を利用することが可能となりました。また、令和元年7月からは、同法の対象となる難病等が361疾病に拡大されています。

平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」が施行され、特定疾患治療研究事業は指定難病医療費助成制度として移行されました。これに伴い対象疾病が徐々に拡大され、令和元年7月からは、333疾病が対象となっています。令和元年度末の特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は11,786人となっています。



※平成29年度は、難病法施行後3年間の経過措置が平成29年12月31日で終了したことにより、難病法での認定基準が適用された影響で、受給者証交付者数が減少。

障害者総合支援法の対象となる疾病（令和2年4月1日現在）

1	アイカルディ症候群	2	アイザックス症候群	3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患	5	亜急性硬化性全脳炎	6	アジソン病
7	アッシャー症候群	8	アトピー性脊髄炎	9	アペール症候群
10	アミロイドーシス	11	アラジュール症候群	12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病	14	アンジェルマン症候群	15	アントレー・ピクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症	17	一次性ネフローゼ症候群	18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	I p 36 欠失症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺	23	遺伝性膀胱炎	24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	ウィーバー症候群	26	ウィリアムズ症候群	27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群	29	ウェルナー症候群	30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病	32	HTLV - 1 関連脊髄症	33	A T R - X 症候群
34	A D H 分泌異常症	35	エーラス・ダンロス症候群	36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病	38	エマヌエル症候群	39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜	41	黄色靭帯骨化症	42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群	44	オクシピタル・ホーン症候群	45	オスラー病

46	カーニー複合	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症	50	家族性地中海熱	51	家族性良性慢性天疱瘡
52	カナバン病	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・ア クネ症候群	54	歌舞伎症候群
55	ガラクトース - 1-リン酸ウリジルトラ ンスフェラーゼ欠損症	56	カルニチン回路異常症	57	加齢黄斑変性
58	肝型糖原病	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）	60	環状 20 番染色体症候群
61	関節リウマチ	62	完全大血管転位症	63	眼皮膚白皮症
64	偽性副甲状腺機能低下症	65	ギャロウェイ・モフト症候群	66	急性壊死性脳症
67	急性網膜壊死	68	球脊髄性筋萎縮症	69	急速進行性糸球体腎炎
70	強直性脊椎炎	71	巨細胞性動脈炎	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病 変）
73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症	77	筋型糖原病	78	筋ジストロフィー
79	クッシング病	80	クリオピリン関連周期熱症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症 候群
82	クルーゾン症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症	84	グルタル酸血症 1 型
85	グルタル酸血症 2 型	86	クローウ・深瀬症候群	87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症	90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎	92	血栓性血小板減少性紫斑病	93	限局性皮質異形成
94	原発性局所多汗症	95	原発性硬化性胆管炎	96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症	98	原発性胆汁性胆管炎	99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡の大腸炎	101	顕微鏡的多発血管炎	102	高 I g D 症候群
103	好酸球性消化管疾患	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎	107	後縦靭帯骨化症	108	甲状腺ホルモン不応症
109	拘束型心筋症	110	高チロシン血症 1 型	111	高チロシン血症 2 型
112	高チロシン血症 3 型	113	後天性赤芽球癆	114	広範脊柱管狭窄症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー	116	抗リン脂質抗体症候群	117	コケイン症候群
118	コステロ症候群	119	骨形成不全症	120	骨髄異形成症候群
121	骨髄線維症	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	123	5p 欠失症候群
124	コフィン・シリス症候群	125	コフィン・ローリー症候群	126	混合性結合組織病
127	鰓耳腎症候群	128	再生不良性貧血	129	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
130	再発性多発軟骨炎	131	左心低形成症候群	132	サルコイドーシス
133	三尖弁閉鎖症	134	三頭酵素欠損症	135	CFC 症候群
136	シェーグレン症候群	137	色素性乾皮症	138	自己貪食空胞性ミオパチー
139	自己免疫性肝炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	141	自己免疫性溶血性貧血
142	四肢形成不全	143	シトステロール血症	144	シトリン欠損症
145	紫斑病性腎炎	146	脂肪萎縮症	147	若年性特発性関節炎
148	若年性肺気腫	149	シャルコー・マリー・トゥース病	150	重症筋無力症
151	修正大血管転位症	152	ジュベール症候群関連疾患	153	シュワルツ・ヤンベル症候群

第2章 障がい者及び障がい者を取り巻く施策の動向

154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	神経細胞移動異常症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
157	神経線維腫症	158	神経フェリチン症	159	神経有棘赤血球症
160	進行性核上性麻痺	161	進行性骨化性線維異形成症	162	進行性多巣性白質脳症
163	進行性白質脳症	164	進行性ミオクローヌステんかん	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	167	スタージ・ウェーバー症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
169	スミス・マガニス症候群	170	スモン	171	脆弱 X 症候群
172	脆弱 X 症候群関連疾患	173	成人スチル病	174	成長ホルモン分泌亢進症
175	脊髄空洞症	176	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	177	脊髄髄膜瘤
178	脊髄性筋萎縮症	179	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	180	前眼部形成異常
181	全身性エリテマトーデス	182	全身性強皮症	183	先天異常症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	185	先天性核上性球麻痺	186	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症
187	先天性魚鱗癬	188	先天性筋無力症候群	189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
190	先天性三尖弁狭窄症	191	先天性腎性尿崩症	192	先天性赤血球形成異常性貧血
193	先天性僧帽弁狭窄症	194	先天性大脳白質形成不全症	195	先天性肺静脈狭窄症
196	先天性風疹症候群	197	先天性副腎低形成症	198	先天性副腎皮質酵素欠損症
199	先天性ミオパチー	200	先天性無痛無汗症	201	先天性薬酸吸収不全
202	前頭側頭葉変性症	203	早期ミオクロニー脳症	204	総動脈幹遺残症
205	総排泄腔遺残	206	総排泄腔外反症	207	ソトス症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	210	大脳皮質基底核変性症
211	大理石骨病	212	ダウン症候群	213	高安動脈炎
214	多系統萎縮症	215	タナトフォリック骨異形成症	216	多発血管炎性肉芽腫症
217	多発性硬化症／視神経脊髄炎	218	多発性軟骨性外骨腫症	219	多発性嚢胞腎
220	多脾症候群	221	タンジール病	222	単心室症
223	弾性線維性仮性黄色腫	224	短腸症候群	225	胆道閉鎖症
226	遅発性内リンパ水腫	227	チャージ症候群	228	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群
229	中毒性表皮壊死症	230	腸管神経節細胞僅少症	231	TSH 分泌亢進症
232	TNF 受容体関連周期性症候群	233	低ホスファターゼ症	234	天疱瘡
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	236	特発性拡張型心筋症	237	特発性間質性肺炎
238	特発性基底核石灰化症	239	特発性血小板減少性紫斑病	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）
241	特発性後天性全身性無汗症	242	特発性大腿骨頭壊死症	243	特発性多中心性キャッスルマン病
244	特発性門脈圧亢進症	245	特発性両側性感音難聴	246	突発性難聴
247	ドラベ症候群	248	中條・西村症候群	249	那須・ハコラ病
250	軟骨無形成症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	252	22q11.2 欠失症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	254	尿素サイクル異常症	255	ヌーナン症候群
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	257	脳髄黄色腫症	258	脳表ヘモジデリン沈着症
259	膿疱性乾癬	260	嚢胞性線維症	261	パーキンソン病

262	バージャー病	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	264	肺動脈性肺高血圧症
265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	266	肺胞低換気症候群	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群
268	バッド・キアリ症候群	269	ハンチントン病	270	汎発性特発性骨増殖症
271	PCDH 19 関連症候群	272	非ケトーシス型高グリシン血症	273	肥厚性皮膚骨膜炎
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	276	肥大型心筋症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	278	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	279	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症
280	ピッカースタッフ脳幹脳炎	281	非典型溶血性尿毒症候群	282	非特異性多発性小腸潰瘍症
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	284	びまん性汎細気管支炎	285	肥満低換気症候群
286	表皮水疱症	287	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	288	VATER 症候群
289	ファイファー症候群	290	ファロー四徴症	291	ファンコニ貧血
292	封入体筋炎	293	フェニルケトン尿症	294	フォンタン術後症候群
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	296	副甲状腺機能低下症	297	副腎白質ジストロフィー
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	299	ブラウ症候群	300	プラダー・ウィリ症候群
301	プリオン病	302	プロピオン酸血症	303	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
304	閉塞性細気管支炎	305	β -ケトチオラーゼ欠損症	306	パーチェット病
307	ベスレムミオパチー	308	ヘパリン起因性血小板減少症	309	ヘモクロマトーシス
310	ペリー症候群	311	ペルーシド角膜辺縁変性症	312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
313	片側巨脳症	314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
316	発作性夜間ヘモグロビン尿症	317	ポルフィリン症	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
319	マルファン症候群	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
322	慢性再発性多発性骨髄炎	323	慢性膀胱炎	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
325	ミオクロニー欠伸てんかん	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	327	ミトコンドリア病
328	無虹彩症	329	無脾症候群	330	無 β リポタンパク血症
331	メープルシロップ尿症	332	メチルグルタコン酸尿症	333	メチルマロン酸血症
334	メビウス症候群	335	メンケス病	336	網膜色素変性症
337	もやもや病	338	モワット・ウイルソン症候群	339	薬剤性過敏症候群
340	ヤング・シンプソン症候群	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
343	4p 欠失症候群	344	ライソゾーム病	345	ラスムッセン脳炎
346	ランゲルハンス細胞組織球症	347	ランドウ・クレフナー症候群	348	リジン尿性蛋白不耐症
349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	350	両大血管右室起始症	351	リンパ管腫症／ゴーハム病
352	リンパ脈管筋腫症	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	354	ルビンシュタイン・テイビ症候群
355	レーベル遺伝性視神経症	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
358	レット症候群	359	レノックス・ガスター症候群	360	ロスムンド・トムソン症候群
361	肋骨異常を伴う先天性側弯症				

2 障がい者を取り巻く施策の動向

近年、障がい者施策は大きな転換期を迎えており、重要な制度改革や基本的な考え方の見直しが行われています。

(1) 国の障害者基本計画

国においては、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)を、平成14年には、平成5年に改正された障害者基本法に基づく「障害者基本計画(第2次)」(平成15年度～24年度)、平成24年には、障害者権利条約締結に向けた「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～29年度)が策定され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、障がい者施策を推進してきました。平成29年には、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年度～令和4年度)が策定されました。この計画は、平成26年度の障害者権利条約の批准後、初めての障害者基本計画であることから、条約の理念に即し、障がいの有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことを目指す内容となっているほか、「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」、「障害者施策の検討、評価への障害者の参画」を包含するものとなっています。

(2) 障害者権利条約の締結

障がい者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利を実現するための措置等を規定した障害者権利条約について、我が国は平成19年に署名し、一連の国内法整備を経て、平成26年に締結し、我が国について条約の効力が生じることとなりました。

従来の「障がい」のとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、障害者権利条約においては、障がいは主に社会によって作り出されているとする「社会モデル」の考え方が貫かれています。

【障害者権利条約の概要】

- 障がいは個人の問題ではなく、社会に原因がある問題だとする「社会モデル」の考え方を反映
- 合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいを理由としたいかなる差別も禁止

【障害者権利条約の批准に向けた一連の国内法の整備】

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）
- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）
- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）
- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）

(3) 障害者総合支援法の改正

平成28年6月に障害者総合支援法が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するための見直し等が行われました。

【改正障害者総合支援法の概要】

- 施設入所から一人暮らしに移行する障がい者を対象に、定期的な巡回訪問や随時対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う自立生活援助サービスを新設
- 障がい者の一般就業に伴う生活面の課題に対応するため、就職先の事業所や家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスを新設
- 高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を推進するため、介護保険サービスの利用者負担を軽減できる仕組みを新設

(4) 児童福祉法の改正

平成28年5月に児童福祉法が改正され、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための見直しが行われました。

【改正児童福祉法の概要】

- 重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する居宅訪問型児童発達支援サービスを新設
- 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携を促進
- 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、障害児福祉計画を新たに策定

(5) 障害者雇用促進法の改正

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとされました。

【改正障害者雇用促進法の概要】

- 民間の事業主における特定短時間労働者の雇用に対する支援（特例給付金の支給）
- 障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度の創設
- 国及び地方公共団体における「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務付け

(6) 障害者差別解消法の施行

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障がい者差別の解消に向けた取組みは、社会の変化等に伴い、その内容を充実させることが求められており、また、施行から3年が経過した時点で、その施行状況から判明してきた制度や運用の不十分な点について、対応策を講じることが必要として、令和2年現在、国において、条約の理念の尊重及び整合性の確保、地域における取組み等の実情を踏まえた見直し、関係者間の相互理解の促進の3点から現行の制度や運営について見直しが図られているところです。

【障害者差別解消法の概要】

- 行政機関及び事業者による不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）、合理的配慮の不提供の禁止（行政機関は法的義務、事業者は努力義務）

【国・地方公共団体の取組】

- 行政機関は職員対応要領を策定
- 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定
- 相談・紛争解決の体制整備
- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 普及啓発活動の実施

(7) 発達障害者支援法の改正

平成28年6月に発達障害者支援法が改正され、同年8月に施行されました。平成17年の施行から約10年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正されました。

【改正発達障害者支援法の主な概要】

- 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
- 発達生活全般にわたる支援の促進
- 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備等
- ・新たに、国及び地方公共団体による相談体制の整備が責務であることを明記したほか、関係機関が個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を促進すること、司法手続きにおいて配慮を行うこと、県が発達障害者地域支援協議会を置くことができることを規定

(8) 岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の施行

平成28年3月に岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が成立し、同年4月に施行されました。条例に掲げる障がいの有無にかかわらず、県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進します。

【岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の概要】

- 県民誰もが分け隔てなく共に安心して暮らせる社会、「共生社会」の実現を目指し、「共生社会実現施策」を推進
- 県、市町村、障がい者関係団体が連携し、「共生社会実現施策」に主体的に取り組む
- 障がい者関係団体の役割を明示したことが大きな特徴

【条例に基づく共生社会実現施策】

- 障がい者に対する理解促進のための普及啓発の実施
- 障がい者への理解を深める教育の充実
- 幼い頃からの障がいのある人とない人との交流の機会の拡大・充実
- 県民会議の設置
- 顕彰制度の創設

(9) 岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の施行

平成30年3月に岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例が成立し、同年4月に施行されました。条例に掲げる手話言語の普及、障がいの特性に応じた意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進します。

【条例の目的】

- 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段（手話、要約筆記、点字、点訳、音訳、筆談、代読、代筆その他の障がいのある人が他者との意思疎通を図るための手段）の確保に関する施策を総合的に推進

【条例に基づく手話普及及び障がい者の意思疎通手段利用促進施策】

- 意思疎通手段による県政情報の発信、災害時における意思疎通手段の確保
- 意思疎通の支援者・指導者の育成
- 県民に対する啓発や意思疎通手段の学習機会の確保
- 学校教育における手話言語の理解促進、特別支援学校等における学習環境整備、教職員の知識技能向上
- 事業者によるサービス提供や雇用における合理的配慮に対する協力

(10) 障害者文化芸術推進法の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、障害者文化芸術推進法が平成30年6月に公布・施行されました。法第7条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁は、平成31年3月に障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を策定しました。

【障害者文化芸術推進法の概要】

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

【基本理念】

- 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進
- 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- 地域における、障がい者の作品等の発表、交流等の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

【国の責務】

国は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、上記基本理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(11) 読書バリアフリー法の施行

令和元年6月、障害者権利条約や障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、読書バリアフリー法が成立し、同年6月28日から施行されました。

【読書バリアフリー法の概要】

障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を推進

【基本的な方針】

- アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

【国の責務】

国は、法第3条の基本理念にのっとり、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【地方公共団体の責務】

地方公共団体は、法第3条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(12) 東京 2020 パラリンピックの開催

2020年（令和2年）東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことは、スポーツを取り巻く環境を大きく変化させました。特に、人々の中にスポーツに対する興味、関心が高まり、国際大会におけるトップアスリートの活躍がマスメディアで報じられることで、注目度と期待も高まっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京オリンピック・パラリンピックは、2021年（令和3年）への延期が決定されましたが、東京オリンピック・パラリンピックでは、スポーツのみならず、オリンピック憲章の理念に基づき文化プログラムも実施される予定です。

【東京 2020 パラリンピックの開催に向けた動き】

- トップアスリートの養成
- 障がい者スポーツの裾野拡大
- 障がい者の芸術文化活動の振興

(13) 全国障害者芸術・文化祭の開催

全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、開催されているものです。平成29年度の第17回大会からは、国民文化祭と一体的に開催されています。

県では、令和6年度に国民文化祭の開催が予定されており、これにあわせて、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けて準備を進めています。

【令和6年度全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた動き】

- 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に向けた調整
- 障がい者の芸術文化活動の推進
- 障がい者芸術文化の裾野拡大